

休業要請や外出自粛要請の解除に伴い、事業者も消費者も安全安心に活動ができるよう、市内事業者が行う新型コロナウイルス感染防止対策に対して経費の一部を補助します。ぜひ、ご活用ください。

補助対象者

市内事業者

補助対象事業

① 密集防止対策

テーブルやイスの配置転換、行列の間隔を確保する床サインの実施など

② 密閉防止対策

換気設備の設置、通気を確保する修繕など

③ 密接防止対策

従業員や利用者へのマスク着用、アクリル板やビニールカーテンの設置など

④ 衛生対策

手指消毒の設置、多数の人が触れる部分の消毒、非接触設備の導入など



補助金の詳細はQRコードを読み込んでご確認ください

補助金額

補助対象経費の2分の1以内（上限10万円）

※「コロナ社会を生き抜く行動指針」（令和2年5月15日：岐阜県）において示された①飲食店（接待を伴う飲食以外）②小売業（スーパーマーケット、各種物販店）③観光業（宿泊施設、観光施設）④遊戯施設等（カラオケボックス、パチンコ店、ライブハウス、ゲームセンター等）⑤接待を伴う飲食店⑥スポーツジム、マッサージ等、理美容業）の6業種については、同指針等に基づき対策ガイドライン等を作成した場合、補助限度額を20万円とします。

対象期間

令和2年4月16日（木）から12月31日（木）までの期間に実施されたもの

補助金手続き

1. 交付申請書の提出

以下の書類を提出ください。

- ① 交付申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 収支予算書
 - ④ 各経費の見積書等
 - ⑤ 事業内容の詳細が分かる資料（図面、デザイン、数量等）
 - ⑥ 対策ガイドライン等
- ※①②③は、恵那市ウェブサイトからダウンロードできます

交付決定・
不交付決定
の通知

事業実施

2. 実績報告書の提出

事業完了後、以下の書類を提出ください。

- ① 実績報告書
 - ② 収支決算書
 - ③ 各経費の請求書、領収書
 - ④ 事業着手前後の写真
 - ⑤ 補助金交付請求書
 - ⑥ 口座振込み申請書
- ※①②⑥は、恵那市ウェブサイトからダウンロードできます

補助金の支払い

※既に事業を実施している場合は、上記「1. 交付申請書の提出」と「2. 実績報告書の提出」をあわせて行うことができます

裏面へ

提出方法・提出先

持参または郵送で下記へ提出ください。

〒509-7292 恵那市長島町正家1-1-1 恵那市役所商工課・観光交流課（西庁舎3階）

TEL: 0573-26-2111 E-mail: business@city.ena.lg.jp



※市役所1階休憩スペースでは、市内企業が制作した新型コロナウイルス感染防止対策商品を展示しています。飲食店の相席用に利用できるプラスチック製段ボールのパーテーションやテーブル間に置いて利用できるパーテーション、デスクトップ用のパーテーションなど各社の技術を生かした商品をぜひご利用ください。